

答申第 300 号

平成 18 年 3 月 27 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 7 月 24 日付けで諮問された懲戒処分された特定の県立高等学校教員に係る文書一部非公開の件（諮問第 231 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

新聞報道された特定の教員の懲戒処分に係る文書のうち、別表に掲げる情報は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、新聞報道された特定の教員（以下「本件教員」という。）の懲戒処分に係る文書（以下「本件行政文書」という。）を、平成14年7月2日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件行政文書に神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第4号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 実施機関は特定個人等が識別され、又は識別され得る情報であるとか、公開することにより個人等の権利利益を害するおそれがあるとの理由を掲げるが、学校内外で発生した不祥事や事件の情報はすべて公開されるリスクがあるところ、実施機関は公開すべき部分までを非公開にしている。実施機関による個人等の権利利益を優先しすぎた非公開処分の判断は誤っており、非公開部分をすべて公開することを求める。

ウ 神奈川県教職員（以下「教職員」という。）による不祥事や事件が多発しているが、これは教職員のサービスに対する自覚の著しい欠如によるもので、学校内外で発生した教職員による不祥事や事件はすべて公開されるリスクを負っていることを、教職員に認識させる必要がある。

エ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（県立高校）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（１）本件行政文書について

本件行政文書の名称及び非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）は、次表のとおりである。

本件行政文書の名称	本件非公開情報
本件教員の懲戒処分に係る文書	<ul style="list-style-type: none"> (1)本件教員の郵便番号、住所、氏名その他の本件教員が特定される事項 (2)本件教員の通勤手段及び通勤距離 (3)本件教員の私生活に関する事項 (4)本件教員の妻の名前及び本籍地の市役所 (5)本件教員の住居の家主の氏名 (6)本件教員以外の特定の教職員ら（以下「特定教職員」という。）の氏名（(9)の教員氏名を除く。） (7)特定の生徒（以下「本件生徒」という。）の氏名及び年齢 (8)本件生徒の私生活に関する事項 (9)本件生徒の所属する学級名及びその担任の教員氏名 (10)関係者の氏名 (11)本件教員に対する評価 (12)本件教員が心情を吐露した部分 (13)匿名の文書において事実が確認できなかった事項 (14)特定教職員の私生活に関する事項 (15)欠勤による返還額の欄に記載された情報のうち、欠勤時間、控除日数、級号給、給料月額、1時間当たりの給与額、例月給与の返還額及び返還額計、支給の基礎額、既支給額、正規支給額並びに勤勉手当の返還額及び返還額計 (16)通勤手当の返還額の欄に記載された情報のうち、平成9年3月分及び平成9年4月分から14年3月分までの正規支給額、誤支給額、戻入額及び通勤手当の返還額 (17)利息額一覧のうち、不当利得額、年換算利息、日換算利息、利息計及び利息額計

本件教員の懲戒処分に係る文書 (続 き)	(18)返還給与額(以下(15)から(18)までを総称して「給与返還資料」という。) (19)領収書 (20)本件教員の勤務状況等に対する見解
-------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 本件非公開情報は、不適切な勤務により懲戒処分を受けた本件教員の氏名、住所、私生活に関する事項、通勤手段・距離、欠勤による返還額、通勤手当返還額等のほか、生徒の氏名、年齢、関係者の氏名等多くの個人に関する情報が含まれており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものである。

(イ) また、本件行政文書は懲戒処分に関する文書であり、本件非公開情報が公開された場合、本件教員の教育公務員としてのあるまじき非違行為が明らかになってしまうととも、関係者の情報までも明らかになってしまうなど、他人に知られたくない個人の情報が公になってしまい、個人の権利利益を害することになる。

(ウ) したがって、本件非公開情報は、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 本件非公開情報は、法令又は条例の規定により閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められる情報及び人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ア又はエに該当しない。

(イ) また、本件行政文書は、懲戒処分に関する文書であり、職員の身分の取扱いに関する情報であるため、本件非公開情報は、同号ただし書ウに該当しない。

(ウ) さらに、非違行為を行った教員が特定され又は識別される情報が公開された場合、今後の学校運営、教育活動等を継続していく上で支障が生じることが予想され、慣行として公にすることが予定されている

情報とはいえないため、本件非公開情報は、同号ただし書イに該当しない。

(3) 条例第5条第4号該当性について

本件行政文書には、本件教員の勤務状況、関係者の見解及び非違行為の程度など、懲戒処分に関する文書として、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際に考慮されたと推測される情報が記載されている。

したがって、次に掲げる情報は、公開することにより、今後、反復継続される教育委員会が行う懲戒処分等の人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれが認められるので、条例第5条第4号に該当する。

ア 給与返還資料

イ 領収書

ウ 本件教員の勤務状況等に対する見解

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解され

る。

(イ) 条例第5条第1号本文に該当する情報

a 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

(a) 本件教員の郵便番号、住所、氏名その他の本件教員が特定される事項

(b) 本件教員の妻の名前及び本籍地の市役所

(c) 本件教員の住居の家主の氏名

(d) 特定教職員の氏名（(f)の教員氏名を除く。）

(e) 本件生徒の氏名及び年齢

(f) 本件生徒の所属する学級名及びその担任の教員氏名

(g) 関係者の氏名

(h) 給与返還資料のうち、次に掲げる情報（以下「返還額計等」と総称する。）を除いた部分（以下「特定の給与返還資料」という。）

a 例月給与の返還額計

b 勤勉手当の返還額計

c 通勤手当の返還額の欄に記載された情報のうち、戻入額及び通勤手当の返還額

d 利息額一覧のうちの利息額計

e 返還給与額

b 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(a) 本件教員に対する評価

(b) 本件教員が心情を吐露した部分

(ウ) 条例第5条第1号本文に該当しない情報

a 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、特定の個人が識別

される情報であるとは認められず、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

- (a) 本件教員の通勤手段及び通勤距離
 - (b) 匿名の文書において事実確認ができなかった事項のうち、イニシャルを除いた部分
 - (c) 返還額計等
 - (d) 領収書のうち、本件教員の郵便番号、住所及び氏名を除いた部分
 - (e) 本件教員の勤務状況等に対する見解
- b 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、特定の個人を識別することはできないものの、本件教員の趣味や個人的な事情が分かる情報ではあるが、心情の吐露とは異なり、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報とは認められないので、公開しても、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められず、同号本文に該当しないと判断する。

- (a) 本件教員の私生活に関する事項
- (b) 本件生徒の私生活に関する事項
- (c) 特定教職員の私生活に関する事項

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

- (ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。
- (イ) 前記ア(イ)a及びbに掲げる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧が認められている情報又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。
- (ウ) 本件教員の氏名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。このような情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

前記ア（イ）a及びbに掲げるその余の情報についても、同号ただし書イに該当しないと判断する。

（エ）特定の給与返還資料は、公務員の職務の遂行に係る情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

前記ア（イ）a及びbに掲げるその余の情報についても、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

（３）条例第５条第４号該当性について

ア 実施機関は、本件行政文書には、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際に考慮されたと推測される情報が記載されており、これらの情報を公開すると、今後、反復継続される教育委員会が行う懲戒処分等の人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあるので、条例第５条第４号に該当すると説明している。

イ 地方公務員法上の懲戒処分については、地方公務員法第２９条に懲戒処分をすることができる場合が列挙されているが、列挙された４種類の懲戒処分のうち、どの処分が相当であるかの判断に当たっては服務監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解される。

したがって、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報を公開すると、服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があり、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

そこで、（２）において、条例第５条第１号に該当すると判断した特定の給与返還資料を除き、次に掲げる情報について、懲戒処分等の基準が推測される情報であるか否かについて検討する。

（ア）返還額計等

返還額計等は、不適切な勤務により給与を返還する際の返還額の計算に関する記載であり、懲戒処分等の基準が推測される情報とは認められない。

（イ）領収書

領収書は、返還給与額が記載されているにすぎず、懲戒処分等の基準が推測される情報とは認められない。

(ウ) 教職員の勤務状況等に対する見解

教職員の勤務状況等に対する見解は、教職員の勤務状況等に対する個人的な意見であり、懲戒処分等の基準が推測される情報であるとまでは認められない。

ウ 以上のことから判断すると、イ(ア)から(ウ)までに掲げる情報は、いずれも懲戒処分等の基準が推測される情報とは認められないことから、条例第5条第4号に該当しないと判断する。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)ウ及びエの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

公 開 部 分
(1)本件教員の通勤手段及び通勤距離 (2)本件教員の私生活に関する事項 (3)本件生徒の私生活に関する事項 (4)匿名の文書において事実確認ができなかった事項のうち、イニシャルを除いた部分 (5)特定教職員の私生活に関する事項 (6)返還額計等 (7)領収書のうち、本件教員の郵便番号、住所及び氏名を除いた部分 (8)本件教員の勤務状況等に対する見解

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成14年 7 月25日	諮問書を受理
8 月16日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月19日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
9 月26日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成17年12月 5 日 (第53回部会)	審議
平成18年 2 月22日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
3 月22日 (第56回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	会長職務代理者 部 会 員
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	首都大学東京教授	
堀部政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成 18 年 3 月 27 日現在）（五十音順）